

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休息日、
翌日とする)

目 次

- ◇ 告 示 保険医療機関等の指定
保険医等の登録
豚等の移入の禁止
豚等の移入の禁止の解除
保安林の指定の解除(二件)
- ◇ 公 告 調理師試験の実施
農業改良普及員資格試験等の実施
林業改良指導員資格試験の実施
- ◇ 雑 報 一時保護を加えた児童の所持していたもの

告 示

鳥取県告示第六百五十五号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、次のように保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令第八十七号)第二条の規定により告示する。

昭和五十七年七月二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

| 名 称 | 所 在 地 | 指 定 年 月 日 |
|------------------|---------------------|-------------|
| 福 羅 医 院 | 鳥取市秋里九五八―七 | 昭和五十七年六月九日 |
| 耳鼻咽喉科岡田 医院 | 鳥取市今町一丁目五〇二 | 昭和五十七年六月十二日 |
| 中部休日急患診 療所 | 倉吉市旭田町一八 | 昭和五十七年六月一日 |
| 高田内科医院 | 境港市東雲町七 | 昭和五十七年六月八日 |
| 齊藤小児科 内 科 医 院 | 気高郡気高町大字勝見六五八 一〇 | 昭和五十七年六月十三日 |
| 二部診療所 | 日野郡溝口町二部 一五五四―四 | 昭和五十七年六月二日 |
| 高野歯科医院 | 米子市東福原字荒神三七三 | 昭和五十七年六月一日 |
| 松本歯科医院 | 倉吉市住吉町五八 | 〃 |
| Aコープ東伯薬 局 | 東伯郡東伯町大字徳万五五八 一 | 〃 |

| | | |
|---------------|---------------------|------------|
| 船木齒科クリニック | 米子市西福原一―一二 | 〃 |
| 尾崎外科医院 | 鳥取市湖山町白浜三六八三 | 〃 |
| 小酒外科医院 | 米子市福市一七三〇―一〇 | 昭和五十七年六月七日 |
| 鳥取県口腔総合保健センター | 鳥取市吉方温泉三丁目七五― 一五 | 昭和五十七年六月一日 |
| 中村齒科医院 | 鳥取市扇町五 東栄ビル内 | 昭和五十七年六月五日 |
| 市 木 薬 局 | 倉吉市昭和町六八八―一〇 | 昭和五十七年六月一日 |

鳥取県告示第六百五十六号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険医及び保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第九条の規定により告示する。

昭和五十七年七月二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

| | | |
|-------|-----------|--------------|
| 氏 名 | 登録の記号及び番号 | 登録の年月日 |
| 福 田 弘 | 鳥薬第四八四号 | 昭和五十七年五月三十一日 |

| | | |
|---------|-----------|------------|
| 原 利一郎 | 鳥薬第四八五号 | 昭和五十七年六月二日 |
| 下 田 義 和 | 鳥医第二、七六七号 | 昭和五十七年六月三日 |
| 日 吉 敏 恵 | 鳥薬第四八六号 | 昭和五十七年六月四日 |
| 小 林 幹 子 | 鳥薬第四八七号 | 〃 |
| 福 井 慶 子 | 鳥薬第四八八号 | 〃 |

鳥取県告示第六百五十七号

豚コレラ予防に関する規則（昭和二十六年七月鳥取県規則第四十五号）第一条の規定に基づき、豚、その死体又は豚コレラの病源体をひろげるおそれがある物品の移入を禁止する区域を次のとおり指定する。

昭和五十七年七月二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

新潟県北蒲原郡の区域

鳥取県告示第六百五十八号

昭和五十七年四月鳥取県告示第四百六十号（豚等の移入の禁止について）は、廃止する。

昭和五十七年七月二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第六百五十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

昭和五十七年七月二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除に係る保安林の所在場所

鳥取市伏野字石山ノ鼻二二五六の八九

二 保安林として指定された目的

公衆の保健

三 解除の理由

学校用地とするため

鳥取県告示第六百六十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

昭和五十七年七月二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除に係る保安林の所在場所

岩美郡国府町大字上地字榎保木九七九の九から九七九の一三まで

二 保安林として指定された目的

なだれの危険の防止

三 解除の理由

道路用地とするため

鳥取県告示第六百六十一号

次のように保安林の指定をする予定であるから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十七年七月二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 保安林予定森林の所在場所

八頭郡河原町大字小河内字兵田坂二三八、二三八次一、二四五の一、字大鳴三二三、七四〇の一、七四〇の三、七四二の一、七四二の二、字小原五二一、八二四、八二四の一、字岡七四六、七五一の一、七五一の二、七五一の四、字裏坂六二三の一七、字奥山六二三の四八、六六三次五、七三〇次一から七三〇次三まで、七七六次一、七七九、九三三の一から九三三の三まで、九三三の一八、九三三の一九、九三三の四四、九三三の五二、九三三の五四、九三三の五五、九三三の六六、九三三の

六九、九三三の七七、九三三の九七、九三三の一〇〇、九三三の一〇二、九三四の二から九三四の五まで、九三四の一七、九三四の一八、九三四の二〇、九三四の二三、九三四の四九、九三四の五四、九三四の五五、九三四の六一、九三四の七八、九三四の八二、九三四の九八、九三四の九九、九三四の一四八、九三四の一五三、九三四の一五六、九三四の一六一、九三五の二から九三五の四まで、九三五の一、九三五の一二、九三五の一九、九三五の二〇、九三五の四七、九三五の四八、九三五の五〇、九三五の五一、九三五の六五から九三五の六七まで、九三五の六九、九三五の七一、九三五の七二、九三五の一一七、九三五の一三二から九三五の一三四まで、九三五の二〇一、九三五の二〇五、九三五の二一〇、九三五の二一一、九三五の二四〇、九三五の二六二、九三五の二八一、九三五の二八二、九三五の二八四、九三五の二九一、九三五の二九二、九三五の二九六から九三五の二九九まで、九三五の三〇一から九三五の三〇九まで、九三五の三一二から九三五の三一七まで、字滑渡り六二八次五、六二八次六、字枋ヶ谷六四一次一、六四一の二、六五二次五、六五三次六、九三二の二、字俵谷六六六の一、六六六の三、六六七の一三、六七六の三、六七六次一二、七八〇の一、字笹ヶ谷六八五次四、六九六次一、七七七、七八三の一、七八三の三、七八三の六、七八三の七、七八三の八、七八三の一六、七八三の二〇、七八三の二四、七八三の二六、七八三の二七、七八三の三七、七八三の四一、七八三の四五、七八三の五〇、字山ノ神六九八の一、六九八次三、六九八次四、七八二、七八四、七八四次一、七八四次二、七八五から七八七まで、七八八の一、七八八の二、字治右門田七一二の四、七一二の六、七一二次七、七一二次一〇、七一二次一一、七一二次一四、七一二の六、七一二の四二、

七一二の四四、字奥持出七七六の一から七七六の四まで、七七六の六、七七六の七、字地岡七八九次一、七八九次二、七八九次五、七八九次六、七八九の二一

二 指定の目的

公衆の保健

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字兵田坂二三八、二三八次一、二四五の一、字大鳴三二三、七四〇の一、七四〇の三、七四二の一、七四二の二、字小原五二一、一、八二四、八二四の一、字岡七四六、七五一の一、七五一の二、七五一の四、字奥山九三三の一、九三三の一〇二、九三四の八二、九三五の二八二、九三五の三〇四、九三五の三〇五、字地岡七八九次一

(二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(三) 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、関係書類を鳥取県農林水産部造林課及び河原町役場に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

調理師法（昭和33年法律第147号）第3条第1項第3号に規定する調理師試験を次のとおり実施する。

昭和57年7月2日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

1 受験資格

次の(1)から(4)までのいずれかに該当する者で、調理師法施行規則（昭和33年厚生省令第46号）第4条に規定する施設又は営業において2年以上調理の業務に従事したもの

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第47条に規定する者
 - (2) 旧国民学校令（昭和16年勅令第148号）による国民学校の高等科を修了した者
 - (3) 旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校の2年の課程を終わった者
 - (4) 調理師法施行規則附則第3項各号のいずれかに該当する者
- 2 試験の日時
昭和57年9月10日（金）午前8時50分から正午まで
- 3 試験の場所
(1) 鳥取保健所及び郡家保健所管内の受験者

鳥取県庁講堂 鳥取市東町一丁目220番地

(2) 倉吉保健所管内の受験者

鳥取県中部総合事務所 倉吉市蔵城279番地

(3) 米子保健所及び根雨保健所管内の受験者

鳥取県西部総合事務所 米子市鞆町一丁目160番地

(4) 県外に居住する受験者

上記各試験場のうち、受験者の希望する試験場

4 試験科目

- (1) 衛生法規 (2) 公衆衛生学 (3) 栄養学 (4) 食品学
- (5) 食品衛生学 (6) 調理理論

5 受験手続

- (1) 提出先
 - ア 県内居住者 住所地を管轄する保健所
 - イ 県外居住者 受験希望地を管轄する保健所
- (2) 提出書類
 - ア 受験願書（所定の様式によること。）
 - イ 最終学校の卒業証明書又は卒業証書の写し
 - ウ 卒業証明書の氏名が婚姻その他の理由により現在の氏名と異つて
いる場合は、戸籍謄本又は戸籍抄本を添付すること。
 - エ 調理師法施行規則第4条に規定する施設又は営業において2年以上調理の業務に従事したことを証する書類（所定の様式によること。）
 - エ 写真（受験願書提出前6月以内に撮影した正面、脱帽、上三分身像でライカ版（縦3.5センチメートル横2.5センチメートル）のもの

とし、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載すること。）

(3) 受験に関する書類の提出期間

昭和57年8月2日(月)から同月6日(金)まで。ただし、郵送の場合は、昭和57年8月6日(金)の消印のあるものは、有効とする。

6 受験手数料及びその納付方法

(1) 受験手数料 2,600円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の収入証紙はり付け欄にはり付けること。

7 携行品

筆記用具及び受験票

8 その他

(1) 受験者は、試験当日午前8時50分までに試験場に出頭し係員の指示を受けること。

(2) 合格者の発表は、試験後15日以内に所轄保健所に合格者の氏名と受験番号を掲示して行う。

なお、合格者には合格証を交付する。

(3) 提出した書類が虚偽の内容を記載し、又は証明資格のない者が証明したものであることが判明したときは、合格を取り消すことがある。

生活改良普及員資格試験を次のとおり実施する。

昭和57年7月2日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

1 試験期日

昭和57年10月25日(月)から同月27日(水)まで

2 試験場所

鳥取市東町一丁目220番地 鳥取県庁講堂

3 受験資格

条例第4条及び第5条による。

4 試験方法

条例第3条による。

5 受験願書の受付期間

昭和57年8月2日(月)から同月21日(土)まで

6 受験願書の提出先

鳥取県農林水産部農業改良課

7 その他

試験についての詳細は、鳥取県農林水産部農業改良課に照会すること。

鳥取県改良普及員資格試験条例(昭和27年12月鳥取県条例第59号。以下「条例」という。)第2条の規定に基づき、農業改良普及員資格試験及び

鳥取県林業改良指導員資格試験条例(昭和33年4月鳥取県条例第11号)第2条の規定により、昭和57年度林業改良指導員資格試験を次のとおり実施する。

昭和57年7月2日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

1 受験資格

次の(1)から(3)までのいずれかに該当する者

- (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学(同法第69条の2に規定する大学を除く。以下同じ。)において、林業に関する正規の課程を修めて卒業した者若しくは当該課程を修める者のうち昭和58年10月21日までに卒業する見込みの者、旧大学令(大正7年勅令第388号)による大学若しくは旧専門学校令(明治36年勅令第61号)による専門学校において、林業に関する正規の課程を修めて卒業した者又は旧実業専門学校卒業程度検定期程(昭和16年文部省令第54号)、専門学校卒業程度検定期程(昭和18年文部省令第46号)、旧実業学校教員検定に関する規程(大正11年文部省令第4号)若しくは旧中学校、高等学校教員検定期程(明治41年文部省令第32号)により林業に関する科目の検定に合格した者

- (2) 学校教育法による高等学校、旧中等学校令(昭和18年勅令第36号)による中等学校、旧実業学校令(明治32年勅令第29号)による実業学校、旧高等女学校令(明治32年勅令第31号)による高等女学校若しくは旧中学校令(明治32年勅令第28号)による中学校を卒業した者又は大学入学資格検定期程(昭和26年文部省令第13号)、旧専門学校入学者検定期程(大正13年文部省令第22号)若しくは旧実業学校卒業程度検定期程(大正14年文部省令第30号)による検定に合格した者で、卒業又は検定合格後、昭和57年10月22日までに、次のア若しくはイの職

務に従事した期間又はこれらの期間を通算した期間が4年以上に達するもの

ア 国、地方公共団体その他法人格を有する団体の林業に関する試験研究機関又は学校教育法による高等学校、旧中等学校令による中等学校その他これらと同等以上の教育機関における林業に関する試験研究又は教育

イ 国、地方公共団体その他法人格を有する団体における林業に関する技術についての普及又は指導

- (3) (1)又は(2)に掲げる者と同等又はそれ以上の学歴及び経験を有すると知事が認めたる者。

なお、受験資格(3)により認定を受けようとする者は、出願書類に受験資格認定申請書を添え、昭和57年8月21日までに知事に提出すると。

2 試験実施方法

- (1) 受験願書の受付期間

昭和57年8月2日(月)から同月21日(土)まで

(郵送の場合は書留郵送とし、昭和57年8月21日までの消印のあるものは有効とする。封筒の表面には「願書在中」と朱書すること。)

- (2) 受験願書の受付場所

鳥取市東町一丁目220番地

鳥取県農林水産部造林課

- (3) 試験の日時

筆記試験 昭和57年10月22日(金) 9時から

口述試験 昭和57年10月22日(金) 13時から

- (4) 試験の場所
鳥取市東町一丁目
鳥取県庁

(5) 試験の方法

ア 試験は、筆記試験と口述試験に分けて行う。

イ 筆記試験は、学校教育法による大学卒業程度の林業技術及び林業常識について、次の項目により行う。

| 必須項目 | 選択項目 |
|-------------------|----------------------|
| 林業経営、造林、森林保護、特殊林産 | 林業機械・林産化学・木材加工のうち一項目 |

ウ 口述試験は、社会常識その他林業改良指導員として必要な能力について行う。

3 出願書類

- (1) 受験願書
 - (2) 履歴書
 - (3) 卒業証明書、卒業見込み証明書、検定合格証明書又は受験資格認定書
 - (4) 1の(2)に該当する者にあつては、1の(2)のイ又は1の職務に従事した期間につき、受験資格を有することを証する職歴証明書
 - (5) 写真（最近6箇月以内に撮影した正面、上半身、無帽の手札型で、無台紙のものとし、裏面に氏名及び撮影年月日を自署すること。）
- 4 受験手数料及びその納付方法等
- (1) 受験手数料 1,000円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の所定欄にはり付けること。この場合、消印しないこと。

(3) 既納の手料金は還付しない。

5 合格者の公表

試験合格者の氏名は、試験実施後1箇月以内に公表するとともに、合格者に通知する。

6 その他

(1) 試験に関し不正な行為があつた場合には、当該不正行為に関係のある者について試験を停止し、又は合格を無効とする。

(2) 試験に関する詳細については、鳥取県農林水産部造林課又は最寄りの地方農林振興局林業課に照会すること。

なお、郵便で照会する場合は、60円切手を同封すること。

雑 報

次に掲げる金品は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第38条の規定により一時保護を加えた児童の所持していたものであるが、この金品について返還請求権を有する者は、昭和57年7月2日から6月以内に申し出てください。

昭和57年 7月 2日

鳥取県中央児童相談所長

| 金品の名称 | 種 類 | 数 量 | 児童が金品を所持するに至った経緯 |
|-------|-----------------|--------|--|
| 現 金 | 100円硬貨 10円硬貨 | 3 6 | 昭和57年 2月25日夜青谷町大字青谷地内のパチンコ店「青谷ホール」並びに青谷高校陸上部及び卓球部の部室から窃取したものである。 |